

多摩市アーティスト支援プロジェクト

アート@多摩 募集要項

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により文化芸術活動の中止・延期などを余儀なくされた市内の文化芸術の担い手（アーティスト）などに対して制作機会を創出することで支援をするとともに、それらの動画を Web 上で広く配信することで、コロナ禍における文化芸術振興を図る事、また市民が在宅でも動画を鑑賞することで文化芸術に気軽に触れる機会を提供することを目的とします。

2 概要

多摩市内在住、または主な活動拠点多摩市内にあるプロとして文化芸術活動に携わるアーティストを対象に動画作品を募集します。作品がパルテノン多摩の公式 HP やパルテノン多摩の公式 YouTube チャンネル等で配信することが決定された後、制作謝礼金（個人 5 万円・グループ 10 万円）をお支払いします。

3 募集内容

本プロジェクトへの応募に当たっては、募集要項をお読みいただき、同意の上で、ご応募ください。

（1）対象者

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、活動を自粛せざるを得ないアーティストで、以下の要件を全て満たす個人又はグループ（2 人以上の複数人）を対象とします。

- ① 居住地（所在地）又は主な活動拠点多摩市内にあること。
- ② 表現活動によって生計を維持し、過去 2 年以上継続して職業として文化芸術の振興や発信に関する活動実績がある者。
- ③ 出演・展示予定だったイベントが中止されるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた者。
- ④ 以下の領域で活動していること。
芸術（音楽、演劇、舞踊、美術、写真、文学など）、メディア芸術（映像、アニメーションなど）、
伝統芸能（雅楽、能楽など）、芸能（講談、落語など）、生活文化（書道、茶道、華道など）、
地域文化（地域固有の伝統芸能など）の分野で活動している者。
- ⑤ 動画制作にかかる経費について、国、地方公共団体、その他の団体からの助成等を受けていないこと。

※次の方は対象外となります。

- ・主たる生計維持が表現指導や教室運営等の活動である者。
- ・国又は地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している団体に所属している者。
- ・暴力団員等（多摩市暴力団排除条例（平成25年多摩市条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者）

（2）対象作品

以下の要件を全て満たす作品を対象とします。

① 未発表の作品であること。

② 以下の2つのテーマを表現する内容であること。

- ・今後の社会経済活動に「希望」を与えるものや、社会全体の停滞感を払しょくするような「元気」や「勇気」を与えるもの。
- ・コロナ禍の状況で、人と人との距離が離れている中、改めて「つながり」や「協力」の大切さを再認識させるもの。

③ 本プロジェクト名「アート@多摩」のロゴマークを動画の中のどこかに入れていただくよう、お願いいたします。

ロゴマークはパルテノン多摩公式 HP からダウンロードして使用してください。

④ 3分以上、15分以内の作品であること（5分～10分程度を目安）。

※動画の撮影メディアは問いません（スマートフォンなどで撮影したものも可）。

※絵画など静止画のスライドショー作品も可とします。

※動画作品の配信は動画共有サービス「YouTube」を利用します。YouTube のコミュニティガイドラインを順守してください。YouTube では、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）と楽曲に関する包括的な利用許諾契約を締結しています。詳細については、YouTube にご確認ください。

※以下の内容を含む動画は対象となりません。

- ・応募者以外の作品を無断で利用するなど、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの。
- ・制作物等の販売活動を主な目的とするもの。
- ・宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの。
- ・特定の個人または団体を誹謗中傷することを主な目的とするもの。
- ・寄付やその勧誘を主な目的とするもの。
- ・児童ポルノ、差別的・暴力的言動、ヘイトスピーチ、応募者・関係者名を偽った応募など公序良俗に反するもの。

・日本国憲法、法律、政令、条例等社会で定められている法令に違反するもの。

【参考：動画作品のイメージ例（次のコンテンツを動画で撮影したもの）】

- ・パフォーマンス全般（音楽演奏・演劇・合唱・朗読・ダンスなど）
- ・絵画、写真などのスライドショー
- ・美術などのライブ制作を撮影した作品
- ・アニメーションやドキュメンタリー等の短編映像
- ・作品についての紹介、解説

※例ですので、上記の内容に限定するものではありません。

（3）応募要件

- ① 個人または1グループにつき1件のみの応募とし、個人またはグループのどちらかで応募してください。
- ② グループとして応募する場合は、代表者を一人決め、その代表者が応募してください。

4 募集期間と応募方法

（1）募集受付期間

令和2年10月22日（木）～令和2年11月20日（金）

※募集期間内に予算に達しなかった場合は、第二期募集を行う場合があります。

（2）応募方法

応募書類に必要事項を記入のうえ、メールまたは郵送で提出してください。

（3）応募書類

- ① 多摩市アーティスト支援プロジェクト アート@多摩 応募申請書（第1号様式）
- ② 動画制作計画書（第2号様式）

（4）応募先

パルテノン多摩共同事業体 多摩市アーティスト支援プロジェクト アート@多摩 あて
（郵送）〒206-0034 東京都多摩市鶴牧 1-24-1 新都市センタービル 501 号室
（メール） oubo@parthenon.or.jp

5 募集作品数

25～30作品程度

6 審査・選考方法

提出された応募書類をもとに、パルテノン多摩共同事業体、多摩市くらしと文化部文化・生涯学習推進課による審査を踏まえ、選考・決定いたします。

7 審査基準

- ・これまでの経歴や活動実績。
- ・動画作品の趣旨・目的は明確になっているか。
- ・視聴者に分かりやすい構成・内容であるか。

8 選考結果通知

選考結果は応募受付期間終了後、2週間以内に、応募いただいた全ての皆様（グループの場合は代表者）に対して、メールにてお知らせいたします（インターネット環境のない方には郵送にてお知らせいたします）。

なお、審査の進捗・内容について問合せいただいてもお答えすることが出来ません。

※選定された場合には、こちらから選定結果通知書を郵送します。

9 動画作品の制作

選考の結果、対象者（グループ）として選定された場合は動画の作成をお願いします。

（1）動画作品制作上の注意点

- ① 動画作品の制作に当たっては、いわゆる「3密」を避け、換気、手洗い、うがいを徹底する等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めてください。
- ② 著作権等権利関係については、応募者で対応してください。
- ③ 作品はMP4、MOV、AVI、WMVなどの形式で制作してください。

（2）提出方法など

① 提出するもの（3点）

・動画作品（128GB以下）

（YouTubeにアップロード出来るデータの容量上限が128GB以内となっています）

- ・個人（グループ）の写真（JPEG または PNG 形式）（制作者の紹介等に使用します）
- ・動画制作実績報告書（第 4 号様式）

② 提出期限

選定決定日（選定結果通知書に記載された日）から 30 日以内に、提出して下さい。

③ 提出方法

3 点（動画制作実績報告書（第 4 号様式）、動画作品、写真）を DVD-R 等の媒体に記録し、下記までお送りください。

パルテノン多摩共同事業体 多摩市アーティスト支援プロジェクト アート@多摩 あて
（郵送）〒206-0034 東京都多摩市鶴牧 1-24-1 新都市センタービル 501 号室

（3）その他

やむを得ない事情により、動画制作計画書提出時から事業内容を変更する場合や、辞退する場合は、事前に連絡をお願いします。

1 0 動画作品の確認及び配信

動画作品提出後、内容確認を経て、パルテノン多摩の公式 HP やパルテノン多摩の公式 YouTube チャンネル等で配信します。

ただし、内容確認の結果、本プロジェクトに相応しくない事項等が確認された場合は配信せず、また、制作謝礼金もお支払い出来ない場合があります。

また、事前に YouTube などに動画を公開された場合は支払いの対象外となります。

1 1 制作謝礼金のお支払い

（1）手続き

制作謝礼金請求書（第 6 号様式）に必要事項を記入の上、提出してください。

※動画配信決定後、制作謝礼金請求書と個人番号台帳兼届出書をお送りしますのでご提出ください。

（2）制作謝礼金額

個人 5 万円、グループ 10 万円とします。

※消費税および源泉所得税、復興特別所得税を含む。

(3) お支払い方法

制作謝礼金請求書にご記入いただいた振込先にお支払いします。なおグループでの応募の場合、代表者の振込先にお支払いいたします。

※1 請求書受領からからお支払いまでは、1ヶ月程度かかります。

※2 お支払い完了の連絡は、指定された口座への振込みをもって代えさせていただきます。

※3 お振込みは「公益財団法人多摩市文化振興財団」名義でいたします。

1 2 問合せ先

パルテノン多摩共同事業体 事業課 電話：042-375-1414 (10:00~17:00)

メール：info@parthenon.or.jp

1 3 その他

(1) 動画作品の著作権は、全て応募者に帰属します。ただし、本プロジェクト及び多摩市の文化施策のPR、記録、報告等のために、必要な範囲で、動画作品の著作物使用权は、無償かつ通知を要せずに無期限に利用することが出来るものとします。なお配信の期間は最低1年間とし、期限についてはパルテノン多摩の公式HP等でお知らせいたします。

応募された作品に関して、応募者は著作者人格権を行使しないものとします。

(2) 動画作品には、配信環境などの技術的制約により、解像度その他に補正が加えられる場合があります。

(3) 動画作品について、第三者からの権利侵害、損害賠償請求などの主張ないし請求があった場合、応募者の責任と負担で解決するものとし、本プロジェクトは一切の責任を負いません。

(4) 採否に関わらず、応募に係る費用については、全て応募者の負担とします。

(5) 動画作品、提出書類等については、一切返却いたしません。

(6) 制作謝礼金の支払い後に、虚偽の申告や本プロジェクトに相応しくない事項等が確認された場合は、お支払いした制作謝礼金を返還していただく場合があります。

(7) 応募後、連絡先や住所等を変更した場合は、速やかにご連絡ください。

(8) 転居等により連絡先が不明の場合等、一定期間連絡が取れない場合は、決定を取り消す場合があります。

(9) 対象者に選定された場合、申請者名(グループ名)、制作謝礼金額及び実績報告について公表することがあります。

(10) 提出された個人情報、以下の目的の範囲で使用します。

・本プロジェクトの適正な執行のために必要な連絡

- ・本プロジェクトの審査において活動状況を把握するための調査

<参考>

- ▼動画と音声の形式設定の仕様

<https://support.google.com/youtube/answer/4603579>

- ▼YouTube 利用規約

<https://www.youtube.com/static?template=terms>